

Title	『俊忠集』のある一首をめぐって
Sub Title	
Author	中島, 正二(Nakashima, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1994
Jtitle	三田國文 No.20 (1994. 6) ,p.36- 41
JaLC DOI	10.14991/002.19940600-0036
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19940600-0036

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『俊忠集』のある一首をめぐって

中島 正一

このノートは、藤原俊成の父であり、院政期歌壇において、歌人としてまたパトロンとして活躍した藤原俊忠の家集中の、ある一首をめぐる考察である。いまだ確証は得ておらず、ある仮説を提出するだけにとどまるものだが、途中経過として、現在までの調査を報告し、私見を述べたい。

*

『俊忠集』は成立事情の異なる二系統に大別される^②。まず、『私家集大成』中古Ⅱに「俊忠Ⅰ」として翻刻されている、いわゆる一類本（流布本系統）の「帥中納言俊忠集」^③のかたちで、問題の歌をあげる。

*

秋ころ、江ふみに日ころこもりて、いつるあか月に
山ふかみ松のあらしにきくなれてさらにみやこやたひこ
ちせん（四七）

同じく「俊忠Ⅱ」、二類本の「中納言俊忠卿集」^④かたちでは、

秋比マラシニ日コロモリテ、イツルアカツキニ
ヤマフカミマツノアラシニキ、ナレテサラニミヤコヤタヒ
コ、チセム（五七）

とある（「江ふみ」「マラシ」は未詳^⑤）。

一類本「帥中納言俊忠集」は、本奥書によれば、定家所持本がもとになっており、定家の編纂と推定されている。

二類本「中納言俊忠集」は、四十二首の歌の後に、「このほかのうた、あまた侍りしを、先人の自筆にて、これら許をかきおかれて侍しかは、故人の心しりかたくて、不能取捨なり」という俊忠の子俊成の識語があり、さらに、片仮名で「他本歌」として二十二首が書き加えられている。その識語によれば、前の四十二首分は俊忠自筆の自撰家集であったと考えられる。「他本歌」は、「永仁元年十二月十一日、以他本校合之次、右歌等書加了」という本奥書から、流布本系統からの補遺と考えられている。当該歌は、「他本歌」の中の一首である。

さて、この歌がなぜ問題かという点、これは、『統拾遺集』の雑歌上に「覚盛法師」の作として入集しているのである。

秋のころ山寺にこもりていで侍りける晝よめる
山ふかみ松のあらしに聞きなれてさらに宮こや旅ごちせ
ん（一一三八）^⑥

『俊忠集』に入っている歌が、俊忠の玄孫為氏の撰んだ『続拾遺集』では「覚盛」の歌となっているわけだが、これはどういふ事情によるのだろうか。

*

*

『続拾遺集』には、作者を「権中納言俊忠」とする歌も採録されており、為氏は撰集作業の際、『俊忠集』を参照したはずだから、当該歌を「覚盛」の作とする何か別の資料があり、それとの比較の上で、あえて「覚盛」の作と判断したことになろう。ただ、俊忠自筆本に「他本歌」が加わり、二類本の形になったのは、永仁元年¹¹¹³で、『続拾遺集』以後の成立だから、為氏が参照したのは俊忠自筆本そのものか一類本系統であろう。あるいは、現存の『俊忠集』とは異なる別本『俊忠集』とでも呼ぶべきものがあつたのかもしれない。ちなみに、『続拾遺集』の俊忠の歌は三首だが、一首は現存の『俊忠集』にはない。

ところで、俊忠の勅撰集入集歌は重複を省けば二九首で、そのうち『俊忠集』に見えない歌は、次の五首である。

『新古今集』 恋歌二 一一三三

名立恋といふころをよみ侍りける

なき名のみたつたの山にたつ雲のゆくへもしらぬながめをぞする

『新古今集』 恋歌五 一三四一

家に恋十首歌よみ侍りける時

よのまにも消ゆべきものを露じものいかにしのべとたのめおくらん

『続拾遺集』 賀歌 七四〇

寛治八年鳥羽殿にて甌池上月といへるころを

のどかなる光をそへて池水に千代もすむべき秋の夜の月

『玉葉集』 雜歌五 二五九五

往時を思ひてよみ侍りける

春の花秋の紅葉を見し友のなかばは苔のしたに朽ちぬる

『新拾遺集』 冬 五八八

寛治五年十月白川院大井川に御幸せさせ給うて、落葉

満水といふことをよませ給うけるにつかうまつりける

大井河水の流れ見えぬまで散る紅葉ばのうかぶ今日かな

このうち、『玉葉集』二五九五は実に私的な歌であつて、撰集資料として別本『俊忠集』を想定したくなる。

話を当該歌に戻せば、別本『俊忠集』の存在はおくとしても、当該歌の作者を、俊忠とする記述（『俊忠集』）と「覚盛」とする記述（『続拾遺集』の撰集資料）の二つがなぜ生じたのかを考えると、次のような仮説がありうる。もともと当該歌は、俊忠と「覚盛」という人物との間で、贈答歌などの形でよまれたものではないか、そして、それが不完全に残つたために、二つの作者説が生まれたのではないか、という仮説である。もちろん、何かの資料の錯簡、誤脱、誤写などだけが原因ということも考えられるだろうが、とりあえず、この仮説に沿つて論を進めたい。

*

*

まず、俊忠の交際範囲の中に「覚盛」という人物がいたかどうかを、問題にしなければならぬ。勅撰歌人として『続拾遺集』の当該歌も含めた上で、普通に知られている「覚盛」と

いう名の人物は、一人だけである。「普通に知られている『覚盛』と述べたが、実はよくわかっていない。『和歌文学大辞典』(一九六二年 明治書院)付載の「勅撰作者部類」には「比叡山阿闍梨」とあるだけである。そして、『千載集』を初出とし当該歌を含めて七首が、彼の勅撰集入集歌となっている。「勅撰集付新集作者索引」(一九八六年 和泉書院)でも同様である。通説を確認するために、いくつか、辞典の記述を引用する。

『和歌文学辞典』(一九八二年 桜楓社)

生没年未詳。平安末期の人で、建仁元_{三〇}年には、存命。

叡山阿闍梨。その歌論的見解が『無名抄』にわずかながら見える。建久二_{三〇}年三月三日若宮社歌合に出詠しているほか、三百六十番歌合にも選ばれている。また、『三十六人十八番』(散佚)の撰者。千載集初出。

『和歌大辞典』(一九八六年 明治書院)

〔平安期歌人〕 出自・生没年など未詳。叡山の阿闍梨。建久二_{三〇}年若宮社歌合、三百六十番歌合などの詠者。『三十六人十八番』の編者で、千載集以下に七首入集。

『国書人名辞典』(一九九三年 岩波書店)

僧侶(天台)・歌人(生没) 生没年未詳。鎌倉時代前期の人。(経歴) 比叡山の阿闍梨。建久二年(一一九二)「若宮歌合」に出詠、建仁元年(一一〇二)以降の成立の「三百六十番歌合」に入撰。『和歌色葉』『八雲御抄』『代集』は「三十六人十八番」(散佚)の撰者とする。『無名抄』にその歌論を伝える。(著作)『和千載九六・一五四・三六八 新勅撰一八〇・一二四九 続後撰二二〇 続拾遺一一三八

ちなみに『無名抄』に載せる彼の歌論とは

覚盛法師云、「哥には、荒々しく止めもあはぬやうなる、一の姿なり。それを、あまり細工みてとかくすれば、果に生まれく物めかしかりつる所さへ失せて何にてもなきこ物になるなり」と申し、「さも」と聞ゆ。……

というものである。このほかにつけくわえると、「治承三十六人歌合」(治承三年_{三〇}か)、「正治二年石清水若宮歌合」にも名が見える。また、『明月記』正治二年_{三〇}七月二十二日の記事に「……入夜覚盛歌仙来、示病由不相逢」とある。以上のことから、『覚盛』が、『千載集』『新古今集』の時代の歌壇において、ある程度の評価を得ていた歌人であり、歌林苑や御子左家と交流があったことがわかる。

しかし、この「覚盛」と、保安四年_{三三}に没した俊忠との交際があったとは、時期的に考えられない。そうなると、当該歌の作者をめぐる問題には、「覚盛」なる人物と俊忠との交際は全く関係がないのだろうか。

*

ところで、『夫木和歌抄』には、「覚盛法師」を作者とする歌が六首載っている。煩をいとわずすべてあげる。

三十六人歌合

①みわの山すぎのあを葉はときはにてあきのしるしにしかぞ
なくなる(秋三 四七五三)

永久四年九月雲居寺後番歌合、菊

②秋はなほたちそふなみと見ゆるかなまがきのしまのしらぎ
くの花(秋五 五九一五)

三百六十番歌合

③吹く風をいはにへだてて山河のぬるみにつどふあぢのむらどり(冬二 七〇二五)

三百六十番歌合

④かげだにもそはずなるこそ悲しけれ木のしたくらさうつの山みち(雑二 八四九六)

永久四年九月雲居寺後番歌合、霧

⑤旅人も立つ河霧におとばかりききわたるかなとどろきの橋(雑三 九四一〇)

三百六十番歌合

⑥つくばねのすそわのさとの夕けぶりこのもかのものすまひをぞしる(雑十三 一四八二三)

このうち、①③④⑥は間違いなく、この「覚盛」の歌だが、②⑤の歌は永久四年_{三〇}の作であるから、この「覚盛」とは別人の「覚盛」が永久年間(まさに俊忠と同時期)に存在したことになる。便宜上、以降、彼を「永久期の覚盛」とし、普通に知られている「覚盛」を単に「覚盛」とする。

* * *

「永久期の覚盛」については、ほとんど手がかりがない。萩谷朴は、「覚勢は後番(歌合二八八)には、覚盛法師と記されているが、伝記全く不祥であり、歌合史上にも、この二度の雲居寺歌合に現れるのみである。」と述べている。⁹⁾「永久四年九月雲居寺後番歌合」とは、永久四年八月の「雲居寺結縁経後宴歌合」の翌九月に催された後番歌合であるが、先程の『夫木和歌抄』などの断片資料から復元するしかない散逸した歌合である。

「雲居寺結縁経後宴歌合」とは、『和歌文学辞典』によれば、次のような歌合である。

主催者は瞻西上人。永久四_{三〇}年八月、高台寺の一角に位置した雲居寺で、来世において成仏の縁を結ぶために経文を書写供養した人々がその後宴に催した歌合。翌九月にも後番歌合を催した。(中略) 作者は撰津・大進・瞻西・道經・相模・基綱・為忠・覚勢(盛)・大式・常陸・基俊・師時・忠隆・甲斐・兼昌・仲夷・顕仲・上総・敦隆・経兼・琳賢・顕国・俊頼の二三名。判者は基俊。(後略)

ちなみに「永久期の覚盛」は、「雲居寺結縁経後宴歌合」では「覚勢入道」または「覚入道」とある。

俊忠はこの歌合には参加していないが、この歌合の参加者の多くとは、長治元年_{三三}の「左近権中将俊忠朝臣家歌合」その他において、関わっており、確たる証拠はなく単なる憶測だが、「永久期の覚盛」との交流もありうると思う。

仮説に仮説を重ねることになるが、当該歌のよまれた状況を想定すれば、俊忠(あるいは「永久期の覚盛」)が、どこかの山寺での参籠を終えて下山する際に、「永久期の覚盛」(あるいは俊忠)との間で当該歌を含む歌の贈答があったのだろう(よまれたのは当該歌だけで、俊忠から「永久期の覚盛」へ、または「永久期の覚盛」から「俊忠」へ贈られたとも考えられる)。そして、別本『俊忠集』があったかどうかはともかく、何かの資料に、作歌状況がかなり脱落した詞書で残ったのであろう。あるいは、定家による一類本編纂の段階で、詞書、作者名などの誤りや脱落が、入り込んだこともありうる。いずれにしても、

定家も為氏も、不完全な資料からそれぞれ作者を判断し、『俊忠集』と『統拾遺集』との異同が生じたのだと思う(ただし、俊忠の玄孫、定家の孫為氏が「永久期の覚盛」と「覚盛」とを区別できていたかどうかはわからない)。

最後に、このノートの提出する仮説を整理する。

1 「俊忠集」に則していえば、俊忠と「永久期の覚盛」との交流が想定でき、当該歌の詠作状況として歌の贈答が考えられる。また、当該歌の作者は、俊忠ではなく、「永久期の覚盛」という可能性もある。

2 「覚盛」に則していえば、『千載集』『新古今集』の時代に活躍した僧侶歌人「覚盛」の勅撰集入集歌とされている七首のうち、当該歌『統拾遺集』一一三八は、彼の作ではなく、「永久期の覚盛」または俊忠の作である可能性がある。

可能性があるという域をでない仮説、憶測ばかりをつらねた。御教示御批判を賜りたい。

注

(1) 俊忠に対する評価には、早くは、パトロンとしての重要性を認めつつ、歌人としては「たいした歌才もない」とする橋本不美男の見解(『院政期の歌壇史の研究』第二章「院政初期歌壇の考察」一九六三年 武蔵野書院)がある。橋本の酷評に対して、最近、久保田淳は「作品一首一首検討した結果到達したものではない」として、「院政期和歌における趣向性重視の傾向を推進せしめる上で、彼の果たした役割をもっと高く評価してよいとも考えるのである」と、歌

人俊忠の再評価を提案している(『中世和歌史の研究』「藤原俊忠」一九九三年 明治書院)。また、久保田以前にも、上野理は、『俊忠集』を、「一般の公卿の水準をぬけてた、俊成の父にふさわしい優作が多い。」と高く評価している(『和歌大辞典』「俊忠卿集」の項目)。なお、筆者は、久保田、上野の見解を支持している。

(2) 『俊忠集』諸本の系統に関しては、『私家集大成』中古IIおよび『新編国歌大観』III私家集編の解説など、先学の御論考を参照されたい。

(3) 書陵部蔵(五〇一・三一八)

(4) 書陵部蔵(五〇一・三七七)

(5) 問題点からは外れるが、「江ふみ」「マラシ」は、おそらくどこかの地名か寺名などの誤写であろう。両方とも片仮名表記にすれば(「エフミ」「マラシ」、多少似ているから、片仮名表記を経由して生じた異同なのかもしれない)。

(6) 以下、勅撰集・私撰集の引用は『新編国歌大観』(角川書店)による。

(7) 岩波日本古典文学大系『歌論集 能楽論集』

(8) 国書刊行会 一九七〇年

(9) 『平安朝歌合大成』六(同朋舎 一九六二年)

(10) 「永久期の覚盛」は「覚勢」とも記されたことは、たとえば同時期の瞻西が「暹清」とも「瞻聖」とも記されたように(川勝政太郎「洛東雲居寺と瞻西上人」『史迹と美術』二一四号 一九五一年、井上光貞「日本浄土教成立史の研究」吉川弘文館 一九五六年)、音が通じていればいいわけではしたがって、よみは「かくせい」であろう、けつして特異なことではない。ただ、「覚盛」「覚勢」のどちらが正しいか、確実なこととはわからない。なお、『平安遺文』五所収の文書に「保延七年三月廿五日 傳燈大法師位観尊：都維那法師在判「覚勢」(吉川弘文館 一九七三年)とあるが、同一人物かどうかかわからない。また、山城国禪定寺の別当に「覚勢」がいたが(『国史大辞典』吉川弘文館)、延久三年に禪定寺が平等

院の末寺になった時の別当だから、時期的に、「永久期の覚盛」と同一人物とは、ありうるが考えづらい。

〔追記〕

ノートの仮説とは直接の関係はないが、付け加える。「見てもあかぬ春の山べをふりすてて花の都ぞ旅ごちする」(『拾遺愚草』二七〇二)「あかなくにはなのしたぶし日かずへぬかへりてやどやたびごちせん」(『千五百番歌合』三九七 公継)は当該歌の影響があるかもしれない。

〔付記〕

このノートは「俊忠集研究会」の例会における発表や質疑応答などを通じて問題になったことを、個人的に調査検討し、会員全員の了承のもと、中島の責任において報告するものである。「俊忠集研究会」の中心的存在である慶應義塾大学院生伊倉史人氏には、厚く御礼を申し上げます。

※校正中、「覚盛」の歌壇活動を詳細に検討した楠橋開の「覚盛法師とその周辺」(『叡山の和歌と説話』一九九一年世界思想社)があることを知った。楠橋論文には、本稿の中心である「永久期の覚盛」や『統拾遺集』一三三番歌への論及はないが、執筆段階で参照すべきであった。

(なかしま しょうじ)